

「スポワンKURE (<https://spowonkure.com>)」ホームページへの
情報掲載に関する取扱いについて

呉市スポーツ振興課

呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業のホームページ「スポワンKURE (<https://spowonkure.com>)」(以下ホームページという。)への情報掲載について、次のとおり、必要な事項を定める。

1 申 請

ホームページへの情報掲載を希望する者は、「スポワンKURE掲載申請書」(様式第1号)(以下「申請書」という。)を呉市長(以下「市長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、呉市主催の事業及び「呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業」の名義使用承認を受けた事業は、申請を省略することができる。

2 承認の基準

申請があった場合、次の各号全てに該当する場合、掲載を承認するものとする。

- (1) 掲載をする情報が「呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業」の趣旨に沿ったものであり、呉市内でアウトドアスポーツを楽しむ者にとって有意義な情報であること
- (2) 企業や店舗など、民間事業者の広告・宣伝に直接結びつくものではないこと
- (3) 申請者が掲載日から1年以上の間「呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業」の広報を実施すること
- (4) 掲載をする情報の関係者が市税を滞納していない者であること
- (5) 掲載をする情報の関係者が呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第1号から3号に該当しない者であること

3 承 認

市長は、掲載の承認をするときは、「スポワンKURE掲載承認通知書」(様式第2号)をもって通知する。また、承認に当たり、申請者と協議の上、必要な条件を付すことができる。

4 承認の取り消し

市長は、掲載した情報が、この取扱いの内容に反していると判断したときは、当該承認を取り消すことができる。

5 施行期日

令和6年9月3日からこの取扱いを実施する。

呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業 趣旨

呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業とは、「アウトドアスポーツと言え
ば『くれ』アウトドアスポーツをするなら『くれ』」のイメージ浸透を目的とし、
サイクリングやウォータースポーツなどアウトドアスポーツを行う環境に恵まれて
いる呉市のスポーツを通じた魅力ある地域づくりの推進、市民がスポーツに親しむ
機会・場の充実を図る事業